

長野県収用委員会告示第1号

長野県収用委員会運営規程（昭和54年長野県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県収用委員会

第6条中「住宅部建築管理課土地・景観室」を「企画局土地・景観チーム」に改める。

第7条中「住宅部建築管理課土地・景観室」を「企画局土地・景観チーム」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 土地・景観チームリーダー

第7条第2号中「第51条の2第2項第7号」を「第51条の20第7号」に改め、同条第3号中「第51条の2第2項第10号」を「第51条の20第10号」に改める。

第8条（見出しを含む。）及び第19条第2項中「建築管理課土地・景観室長」を「土地・景観チームリーダー」に改める。

別表第2中「建築管理課土地・景観室長」を「土地・景観チームリーダー」に改める。

建築管理課土地・景観室



長野県訓令第2号

本庁内部部局
企業局本庁
議会事務局
行政委員会事務局
監査委員事務局
警察本部

長野県庁消防規程（昭和46年長野県訓令第14号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

第2条第3号中「長野県議会事務局規程（昭和31年議会告示第1号）第3条第1項」を「長野県議会議員会館消防計画（平成16年4月1日施行）第3条」に改め、同条第4号中「課長等」を「チームリーダー等」に、「本庁の課又は室（危機管理室を除く。）の長、チームリーダー、産業活性化・雇用創出推進局長、企業局の本庁の課長」を「本庁のチーム又は室の長、企業局の本庁のチームリーダー」に、「教育委員会事務局の課長、人事委員会事務局次長、監査委員事務局次長、地方労働委員会事務局次長」を「教育委員会事務局のチームリーダー、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長」に改める。

第4条第2項中「総務部管財課長」を「総務部財産活用チームリーダー」に、「総務部管財課課長補佐」を「総務部財産活用チームのユニットリーダー」に、「課長等」を「チームリーダー等」に改め、同条第3項中「総務部管財課内」を「総務部財産活用チーム内」に改める。

第7条第1項中「課及び室（課長等）」を「チーム及び室（チームリーダー等）」に改め、同条第2項中「課長等」を「チームリーダー等」に改め、同条第3項中「課長等」を「チームリーダー等」に、「その課及び室」を「そのチーム及び室」に改める。

第8条第1項中「受けなければならない。」を「受けなければならない（あらかじめ財産活用チームの使用承認を受けた電気ストーブを除く。）」に改める。

別表の防護班の項中

- 1 出火時における電気設備、ガス、危険物関係設備等の
安全措置
- 2 救助袋地上開口部周辺の障害物の除去

を

- 1 出火時における電気設備、ガス、危険物関係設備等の
安全措置
- 2 救助袋地上開口部周辺の障害物の除去
- 3 水防活動

に改める。

管財課

長野県訓令第3号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

第2条第3号中「課長」を「チームリーダー」に改め、「課及び」を削り、同条第6号中「主管課」を「主管チーム」に改め、「課及び」を削り、同条第7号中「主管課長」を「主管チームリーダー」に、「主管課の長」を「主管チームの長」に改め、同条第8号中「主務課」を「主務チーム」に改め、「課及び」を削る。

第3条(見出しを含む)中「課長」を「チームリーダー」に改める。

第4条中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第5条(見出しを含む)中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改める。

第6条第1項中「課及びチーム並びに所」を「チーム及び所」に改め、同条第2項中「課長」を「チームリーダー」に改める。

第11条中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第13条第1項中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改める。

第18条第2項中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に、「主管課長」を「主管チームリーダー」に改め、同条第3項及び第4項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第28条の2第2項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に、「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改める。

第29条中「関係部課長」を「関係の部長及びチームリーダー」に改める。

第32条第1項中「〇〇課」を「〇〇チーム」に改める。

第37条第1項中「主管課」を「主管チーム」に、「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改め、同条第2項中「主管課名」を「主管チーム名」に、「主管課長」を「主管チームリーダー」に改め、同条第3項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第39条第1項中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に、「主管課長」を「主管チームリーダー」に改め、同条第2項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第40条及び第41条中「主管課長」を「主管チームリーダー」に、「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改める。

第42条中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改める。

第43条の見出し及び同条第4項中「主管課又は主務課」を「主管チーム又は主務チーム」に改める。

第44条第1項及び第46条第2項中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改める。

第49条第1項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に、「主務課長」を「主務チームリーダー」に改め、同条第2項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に、「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改め、同条第5項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に、「文化財・生涯学習課長」を「文化財・生涯学習チームリーダー」に改める。

第49条の2第1項第5号中「主管課長又は主務課長」を「主管チー

ムリーダー又は主務チームリーダー」に改める。

第50条第1項中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改め、同項第1号中「課及びチーム並びに課長」を「チーム及びチームリーダー」に、「主管課長」を「主管チームリーダー」に改め、同項第2号中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改め、同項第4号中「会計課長」を「会計チームリーダー」に、「担当する課長」を「担当するチームリーダー」に改め、同項第5号及び第6号中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改め、同条第2項及び第3項中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改める。

第52条第1項中「主管課」を「主管チーム」に改め、同条第2項中「課長」を「チームリーダー」に改め、同条第3項中「課長が」を「チームリーダーが」に、「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改める。

第52条の2及び第52条の3第1項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第53条第1項中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改め、同条第2項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改め、同条第3項中「課長」を「チームリーダー」に改め、同条第4項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第54条第1項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に、「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改め、同条第2項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第55条第1項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に、「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改め、同条第2項、第3項及び第4項中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改める。

第56条第1項中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に、「主管課長」を「主管チームリーダー」に改め、同条第2項及び第3項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第56条の2第1項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第57条第1項第1号、第4号及び第5号、第57条の2から第58条まで、第60条第1項及び第3項、第61条並びに第61条の2中「主務課長」を「主務チームリーダー」に改める。

別表第1の1中「課及び」を削り、同表の2の(1)中「課」を「チーム」に改める。

別表第2の1中

(1) 都道府県の課長に発する公文 (2) 市町村の課長に発する公文 (3) その他課長名によることを適当とする公文	課長名
--	-----

を

(1) 都道府県の課長に発する公文 (2) 市町村の課長に発する公文 (3) その他チームリーダー名によることを適当とする公文	チームリーダー名
---	----------

に改める。

別表第3の1を次のように改める。

部(局) チーム(室)の名称		記号
経営戦略局	秘書チーム 政策促進チーム 治水・利水対策推進チーム 公共事業改革チーム 人財活用チーム 財政改革チーム 行政システム改革チーム 信州広報・ブランド室	秘政促 治公改 人財行 信ブ
危機管理局	消防チーム 危機管理防災チーム	消危
企画局	ユマニテ・人間尊重チーム 信州コールセンターチーム チームE R 政策評価チーム commons政策チーム 土地・景観チーム 交通政策チーム 国際チーム NPO推進チーム	ユ人信 コE 政評 コ政土 景交 国際 N推
総務部	市町村チーム 職員サポートチーム 事務サービスチーム 財産活用チーム 県税チーム 情報公開・法規チーム 情報公開・法規チーム行政情報センター 情報政策チーム 統計チーム	市町村 職サ 事サ 財活 税情 法情 政情 統
社会部	福祉健康政策チーム commons福祉チーム 長寿福祉チーム 障害福祉チーム 障害者自律支援チーム こども・家庭福祉チーム 労働福祉チーム	福健 コ福 長福 障障 障自 こ家 労福
衛生部	医療チーム 県立病院チーム 健康づくりチーム 食の安全・生活衛生チーム 業務チーム	医病 健 食生 薬
生活環境部	地球環境チーム 自然保護チーム 水資源チーム 生活排水対策チーム 水と土・郷づくりチーム 森林づくりチーム 廃棄物対策チーム 廃棄物監視指導チーム 生活文化チーム 生活文化チーム交通事故相談所	地環 自保 水資 生排 水郷 森 廃対 廃監 生 生交相
商工部	産業政策チーム ビジネス誘発チーム 産業技術支援チーム 雇用・人財育成チーム	産政 ビ誘 産技 雇人
農政部	農業政策チーム 農業生産振興チーム	農政 農生
林務部	林業振興チーム 信州の木利用推進チーム	林振 信木

土木部	県土活用支援チーム 都市計画チーム 道路チーム 河川チーム 砂防チーム	県活 都道 河砂
住宅部	建築まちづくりチーム 建築まちづくりチーム宅地住宅相談所 住宅チーム 建築技術チーム	建 建宅 住 建技
会計局	会計チーム 検査チーム	会 検

別表第3の2中

消防学校	消学	を
消防学校 消防防災航空センター	消学 消航	に、
信濃学園 身体障害者リハビリテーションセンター	信学 身	を
男女共同参画センター 信濃学園 総合リハビリテーションセンター	男女セ 信学 リハ	に、
計量検定所	計量	を
諏訪湖事務所 計量検定所	諏事 計量	に、
農業大学校	農大	を
木曾農林振興事務所 農業大学校	木農 農大	に、
臼田建設事務所	臼建	を
南佐久建設事務所	南佐建	に、
飯田建設事務所	飯建	を
飯田建設事務所 下伊那南部建設事務所	飯建 下南建	に、
飯山建設事務所 飯田建設事務所南部支所	飯山建 飯建南	を
飯山建設事務所	飯山建	に、

「

犀川砂防事務所	犀
姫川砂防事務所	姫
土尻川砂防事務所	土

」を

「

犀川 commons・砂防センター	犀
姫川 commons・砂防センター	姫
土尻川 commons・砂防センター	土
東信会計センター	東
南信会計センター	南
中信会計センター	中
北信会計センター	北

」に改める。

別表第3の備考の2を次のように改める。

2 地方事務所にあつては、文書記号の後にチーム名の頭文字を付すること。ただし、地域政策チームにあつては、「政」の文字を、地域福祉チームにあつては、「福」の文字を、県税チームにあつては、「税」の文字を付すること。

別表第3の備考の3中「労政事務所」の次に「及び会計センター」を加える。

別表第3の2の礼式の項中「秘書広報チーム」を「秘書チーム」に、「課」を「チーム」に改め、同2の議会の項中「文書主管課」を「文書主管チーム」に改め、同2の法規の項中「主管課」を「主管チーム」に改め、同2の庶務・人事・給与・服務・福利厚生・諸給付等の項中「文書主管課」を「文書主管チーム」に、「人事主管課」を「人事主管チーム」に改め、同2の県治の項中「主管課」を「主管チーム」に改める。

別表第4の県の機関の項中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「総合リハビリテーションセンター」に、「砂防事務所」を「commons・砂防センター」に改める。

様式第1号中「課（枚中の）」を「チーム（枚中の）」に改める。

様式第2号中「

主管(務)
課名

」を「

主管(務)
チーム名

」に改める。

様式第4号中「

知事
部・課長

」を「

知事
部・チームリーダー

」に、

「

課長

」を「

チームリーダー

」に改める。

様式第5号の起案用紙甲中「

(何々)課
(内線: 印番)

」を

「

(何々)チーム
(内線: 印番)

」に、

「

(何々)部長	(何々)課長
--------	--------

」を

「

(何々)部長	(何々)チームリーダー
--------	-------------

」に改める。

様式第6号の起案用紙乙及び起案用紙乙施行用中「長野県 部(局) 課長」を「長野県 部(局) チームリーダー」に改める。

様式第9号中「長野県(何々)部(局)(何々)課長」を「長野県(何々)部(局)(何々)チームリーダー」に改める。

様式第13号中「部(局・所) 課」を「部(局・所) チーム」に改める。

様式第14号中「

課

」を「

チーム

」に改める。

様式第14号の2中「係」を「チーム(所)」に改める。

様式第14号の3中「部(局・所) 課」を「部(局・所) チーム」に改め、同様式の備考の3中「主管課又は主務課」を「主管チーム又は主務チーム」に改める。

様式第16号の特殊文書等収配カード(甲)及び特殊文書等収配カード(乙)中

「

課

」を「

チーム

」に、

「

知事 出納長
部(局) 長
課 長

」を「

知事 出納長
部(局) 長
チームリーダー

」に改め、

同様式の特殊文書等収配カード中「

所 課 長
所 課 長
所 課 長

」を

「

所 長
チームリーダー

」を「

所 長
チームリーダー

」に改める。

様式第17号中「課(所)」を「チーム(所)」に改める。

様式第19号の1 一般小包中「課」を「チーム」に改める。

長野県訓令第4号

本庁内部部局
現地機関

長野県マイクロフィルム文書管理規程（平成元年長野県訓令第15号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

第2条第6号中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改め、「課及び」を削る。

第3条及び第4条第2号中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改める。

第5条中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に、「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第6条第2項及び第7条中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改める。

第8条第1項中「情報公開課」を「情報公開・法規チーム」に改め、同条第2項中「課長」を「チームリーダー」に改める。

第11条、第12条第1項、第14条、第15条及び第17条中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改める。

様式第1号中「長野県総務部情報公開課長 ㊦」を「長野県総務部情報公開・法規チームリーダー ㊦」に改める。

様式第3号中「長野県総務部情報公開課」を「長野県総務部情報公開・法規チームリーダー」に改める。

情報公開課

長野県訓令第5号

本庁内部部局
現地機関

長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

第5条及び第11条第3項中「情報公開課長」を「情報公開・法規チームリーダー」に改める。

情報公開課長
情報公開課長
秘書広報チームリーダー ユマニテ・人間尊重課長
情報公開課長
厚生課長
医務課長
地球環境課長
産業政策課長
農政課長
林務課長
監理課長
建築管理課長
情報公開課長
情報公開課長
情報公開課長
情報公開課長
厚生課長
厚生課長
厚生課長
厚生課長
厚生課長
農政課長 地方事務所長
農政課長
林業振興課長
森林保全課長
監理課長 建設事務所長
建築管理課土地・景観室長

別表中

を

情報公開・法規チームリーダー
情報公開・法規チームリーダー
秘書チームリーダー ユマニテ・人間尊重チームリーダー
情報公開・法規チームリーダー
福祉健康政策チームリーダー
医務チームリーダー
地球環境チームリーダー
産業政策チームリーダー
農業政策チームリーダー
林業振興チームリーダー
県土活用支援チームリーダー
建築まちづくりチームリーダー
情報公開・法規チームリーダー
情報公開・法規チームリーダー
情報公開・法規チームリーダー
情報公開・法規チームリーダー
コモンズ福祉チームリーダー
コモンズ福祉チームリーダー
コモンズ福祉チームリーダー
コモンズ福祉チームリーダー
コモンズ福祉チームリーダー
農業政策チームリーダー 地方事務所長
農業政策チームリーダー
林業振興チームリーダー
森林づくりチームリーダー
県土活用支援チームリーダー 建設事務所長
土地・景観チームリーダー

に、

身体障害者リハビリテーションセンター所長	を	総合リハビリテーションセンター所長	に、
建設事務所長 千曲川流域下水道建設事務所長 河川改良事務所長 砂防事務所長		建設事務所長 千曲川流域下水道建設事務所長 河川改良事務所長 コモンズ・砂防センター所長	
情報公開課長		情報公開・法規チームリーダー	
情報公開課長		情報公開・法規チームリーダー	
情報公開課長		情報公開・法規チームリーダー	
情報公開課長		情報公開・法規チームリーダー	
建築管理課土地・景観室長		土地・景観チームリーダー	

知事職務代理者印 (用地事務嘱託登記専用)	建設事務所長 河川改良事務所長 砂防事務所長	方 30	長野県 知事職務代理者印 土木用地嘱託登記専用
副知事印	情報公開課長	方 27	長野県 副知事印
出納長印	会計課長	方 24	長野県 出納長印
出納長印 (小切手専用)	会計課長	方 15	長野県 出納長印
出納長職務代理者印	会計課長	方 23	長野県 出納長職務代理者印
副出納長印	会計課長	方 23	長野県 副出納長印
本庁内部部局の部(局)印	本庁内部部局の部(局)の長が指定する課の長(チームリーダー)	方 39	長野県 何々部(局)
本庁内部部局の部(局)長印	本庁内部部局の部(局)の長が指定する課の長(チームリーダー)	方 24	長野県 何々部(局)長印

本庁内部部局の課(チーム・室)印	本庁内部部局の課(室)長(チームリーダー)	方 36	長野県 何々部(局) 何々課 (チーム・室)	を
本庁内部部局の課(室)長(チームリーダー)印	本庁内部部局の課(室)長(チームリーダー)	方 21	長野県 何々部(局) 何々課(室)長 (チームリーダー) 印	
信州ブランド・観光戦略局長印	信州ブランド・観光戦略局長	方 23	長野県 商工部 信州ブランド・ 観光戦略局長印	
会計局印	会計課長	方 39	長野県 会計局	
会計局長印	会計課長	方 24	長野県 会計局長印	
会計局会計課長印	会計課長	方 21	長野県会計局 会計課長印	
知事職務代理人印 (用地事務嘱託登記専用)	建設事務所長 河川改良事務所長 commons・砂防センター所長	方 30	長野県 知事職務 代理人印 土木用地嘱託登記専用	
副知事印	情報公開・法規 チームリーダー	方 27	長野県 副知事印	
出納長印	会計チームリーダー	方 24	長野県 出納長 印	
出納長印 (小切手専用)	会計チームリーダー	方 15	長野県 出納長印	
出納長職務代理人印	会計チームリーダー	方 23	長野県 出納長職務 代理人印	
副出納長印	会計チームリーダー	方 23	長野県 副出納長 印	

本庁内部部局の部(局)印	本庁内部部局の部(局)の長が指定するチームリーダー(室長)	方 39	長野県 何々部(局)	に、
本庁内部部局の部(局)長印	本庁内部部局の部(局)の長が指定するチームリーダー(室長)	方 24	長野県 何々部(局) 長 印	
本庁内部部局のチーム(室)印	本庁内部部局のチームリーダー(室長)	方 36	長野県 何々部(局) チーム(室)	
本庁内部部局のチームリーダー(室長)印	本庁内部部局のチームリーダー(室長)	方 21	長野県 何々部(局) チームリーダー (室長) 印	
会計局印	会計チームリーダー	方 39	長野県 会計局	
会計局長印	会計チームリーダー	方 24	長野県 会計局長 印	
会計局会計チームリーダー印	会計チームリーダー	方 21	長野県会計局 会計チームリーダー 印	
」				
「 地方事務所税務課長 税務課長 会計課長 出納員 」	を	「 地方事務所県税チーム リーダー 県税チームリーダー 会計チームリーダー 出納員 」	に、	
「 課(チーム・室)現金取扱員印 会計局現金取扱員印 」				を
課(チーム・室)現金取扱員印	本庁内部部局の課(室)長(チームリーダー)	方 20	長野県 何々部(局) 何々課(チーム・ 室)現金取扱員 印	を
会計局現金取扱員印	会計課長	方 20	長野県 会計局 現金取扱員 印	
」				
「 チーム(室)現金取扱員印 会計局現金取扱員印 」				に、
チーム(室)現金取扱員印	本庁内部部局のチームリーダー(室長)	方 20	長野県 何々部(局) 何々チーム (室)現金取扱員 印	に、
会計局現金取扱員印	会計チームリーダー	方 20	長野県 会計局 現金取扱員 印	
」				

税務課現金取扱員印 (県税等領収専用)	税務課長
------------------------	------

を

県税チーム現金取扱員印 (県税等領収専用)	県税チームリーダー
--------------------------	-----------

に、

身体障害者リハビリテーションセンター現金取扱員印 (領収専用)	出納員	直径30	
長野県マイクロフィルム文書証明者印	情報公開課長	方 15	

を

総合リハビリテーションセンター現金取扱員印 (領収専用)	出納員	直径30	
長野県マイクロフィルム文書証明者印	情報公開・法規チームリーダー	方 15	

に改める。

様式第2号中 「主管課名」 を 「主管チーム名」 に改める。

情報公開課

長野県訓令第6号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員安全衛生管理規程（平成元年長野県訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

第6条第2項中「総務部職員サポート課長」を「総務部職員サポートチームリーダー」に改める。

第10条第3項の表中 「総務部職員サポート課顧問医」 を

「総務部職員サポートチーム顧問医」 に改める。

第12条第9項中「総務部職員サポート課」を「総務部職員サポートチーム」に改める。

第19条第1項及び第2項並びに第20条第1項から第3項まで中「総務部職員サポート課長」を「総務部職員サポートチームリーダー」に改める。

第25条第1項中「総務部職員サポート課長」を「総務部職員サポートチームリーダー」に改め、同条第4項中「及び特定化学物質等障害予防規則」を「特定化学物質障害予防規則」に、「特定化学物質等健康診断個人票」を「特定化学物質健康診断個人票及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第41条に規定する石綿健康診断個人票」に改める。

第26条第10項中「総務部職員サポート課」を「総務部職員サポートチーム」に改める。

職員サポート課

長野県訓令第7号

長野県公営企業訓令第1号

長野県教育委員会訓令第3号

長野県警察本部訓令第9号

本庁内部部局
現地機関
企業局本庁
企業局現地機関
教育委員会事務局
教育機関
警察本部
警察学校
警察署

長野県交通安全運動推進本部設置規程（昭和41年4月7日長野県訓令第5号、長野県公営企業訓令第1号、長野県教育委員会訓令第1号、長野県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫
長野県公営企業管理者 古林弘充
長野県教育委員会
長野県警察本部長 渡辺 巧

第3条第3項中「関係主務部長」を「関係主務部局長」に、「陸運事務所長」を「北陸信越運輸局長野運輸支局長」に改め、同条第4項中「関係主務課長及び」を「関係主務チームリーダー及び課長並びに」に改める。

生活文化課

長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局
学校以外の教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県教育委員会教育長

第4条第2項中「課長（室長を含む。）」を「チームリーダー」に改める。

別表第2の2の(8)を削る。

別表第3の(4)中「課長」を「チームリーダー」に改める。

別表第4中「課長」を「チームリーダー」に改め、同表の(1)中「文化財・生涯学習課長」を「文化財・生涯学習チームリーダー」に改め、同表の(2)中「スポーツ課長」を「スポーツチームリーダー」に改め、同表の(2)の次に次のように加える。

(3) 「清水朝恵」盲学校・ろう学校・養護学校学習環境整備基金の管理（自律教育チームリーダーに限る。）

教育振興課

長野県教育委員会訓令第4号

事務局
教育機関

長野県教育委員会公印規程（昭和43年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県教育委員会

第4条、第6条並びに第8条第2項及び第3項中「教育振興課長」を「教育振興チームリーダー」に改める。

別表中 「教育振興課長
高校教育課長」 を 「教育振興チームリーダー
高校教育チームリーダー」

に、

長野県教育委員会委員長印	教育振興課長	方 27	長野県教育委員会委員長印
長野県教育委員会委員長職務代理者印	教育振興課長	方 30	長野県教育委員会委員長職務代理者印
長野県教育委員会教育長印	教育振興課長	方 24	長野県教育委員会教育長印
長野県教育委員会教育長印 (前歴証明専用)	義務教育課長	方 24	長野県教育委員会教育長印 前歴証明専用
長野県教育委員会教育長職務代理者印	教育振興課長	方 24	長野県教育委員会教育長職務代理者印
長野県教育委員会事務局教育次長印	教育振興課長	方 24	長野県教育委員会事務局教育次長印
長野県教育委員会事務局本庁の課(室)印	長野県教育委員会事務局本庁の課(室)長	方 36	長野県教育委員会事務局何々課(室)印
長野県教育委員会事務局本庁の課(室)長印	長野県教育委員会事務局本庁の課(室)長	方 21	長野県教育委員会事務局何々課(室)長印

を

長野県教育委員会委員長印	教育振興チームリーダー	方 27	長野県教育委員会印
長野県教育委員会委員長職務代理者印	教育振興チームリーダー	方 30	長野県教育委員会職務代理者印
長野県教育委員会教育長印	教育振興チームリーダー	方 24	長野県教育委員会教育長印
長野県教育委員会教育長印 (前歴証明専用)	義務教育チームリーダー	方 24	長野県教育委員会教育長印 前歴証明専用
長野県教育委員会教育長職務代理者印	教育振興チームリーダー	方 24	長野県教育委員会教育長職務代理者印
長野県教育委員会事務局教育次長印	教育振興チームリーダー	方 24	長野県教育委員会事務局教育次長印
長野県教育委員会事務局本庁のチーム印	長野県教育委員会事務局本庁のチームリーダー	方 36	長野県教育委員会事務局何々チーム印
長野県教育委員会事務局本庁のチームリーダー印	長野県教育委員会事務局本庁のチームリーダー	方 21	長野県教育委員会事務局何々チームリーダー印

に改める。

教育振興課

長野県教育委員会訓令第5号

事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程（昭和47年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県教育委員会

第2条第3号中「課長」を「チームリーダー」に、「課（室を含む。以下同じ）の長」を「チームの長」に改め、同条第6号中「主管課」を「主管チーム」に、「主管する課」を「主管するチーム」に改め、同条第7号中「主管課長」を「主管チームリーダー」に、「主管課の長」を「主管チームの長」に改め、同条第8号中「主務課」を「主務チーム」に、「主管する課（課制）」を「主管

するチーム（チーム制）に改める。

第3条（見出しを含む。）中「課長」を「チームリーダー」に改める。

第4条中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「教育振興課長」を「教育振興チームリーダー」に改める。

第6条第1項中「課」を「チーム」に改め、同条第2項中「課長」を「チームリーダー」に改める。

第11条中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第13条第1項中「教育振興課長」を「教育振興チームリーダー」に改める。

第18条第2項中「教育振興課長」を「教育振興チームリーダー」に、「主管課長」を「主管チームリーダー」に改め、同条第3項及び第4項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第24条の2第2項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に、「教育振興課長」を「教育振興チームリーダー」に改める。

第25条中「関係課長」を「関係チームリーダー」に改める。

第25条の2第2項中「教育振興課長」を「教育振興チームリーダー」に改める。

第27条第1項中「〇〇課」を「〇〇チーム」に改める。

第33条の見出し及び同条第4項中「主管課又は主務課」を「主管チーム又は主務チーム」に改める。

第34条中「教育振興課長」を「教育振興チームリーダー」に改める。

第39条第1項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に、「主務課長」を「主務チームリーダー」に改め、同条第2項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に、「教育振興課長」を「教育振興チームリーダー」に改め、同条第4項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に、「文化財・生涯学習課長」を「文化財・生涯学習チームリーダー」に改める。

第39条の2第1項第5号中「主管課長又は主務課長」を「主管チームリーダー又は主務チームリーダー」に改める。

第40条第1項中「教育振興課長」を「教育振興チームリーダー」に改め、同項第1号中「課及び課長」を「チーム及びチームリーダー」に、「主管課長」を「主管チームリーダー」に改め、同項第3号、第4号及び第5号中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改め、同条第2項中「教育振興課」を「教育振興チームリーダー」に改め、同条第3項中「教育振興課長」を「教育振興チームリーダー」に改める。

第41条第1項中「主管課」を「主管チーム」に改め、同条第2項中「課長」を「チームリーダー」に改め、同条第3項中「課長が」を「チームリーダーが」に、「教育振興課長」を「教育振興チームリーダー」に改める。

第41条の2及び第41条の3第1項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第42条第1項第1号、第4号及び第5号、第42条の3、第43条、第45条第3項並びに第46条中、「主務課長」を「主務チームリーダー」に改める。

別表第1の1中「課」を「チーム」に改める。

別表第2の1中 「課長名」 を 「チームリーダー名」 に 改める。

別表第3の1を次のように改める。

チームの名称	記号
教育振興チーム	教振
義務教育チーム	教義
高校教育チーム	教高
自律教育チーム	教自
教学指導チーム	教指
文化財・生涯学習チーム	教文
保健厚生チーム	教保
スポーツチーム	教ス
こども支援チーム	教こ
私学教育振興チーム	教私

別表第3の2の(2)中

県立長野図書館 長野県松本青年の家 長野県小諸青年の家	図 松青 小青	を
県立長野図書館	図	に、
長野県山岳総合センター	山セ	を
長野県立歴史館 長野県山岳総合センター	歴 山セ	に改める。

様式第1号中「課(枚中の)」を「チーム(枚中の)」に改める。

様式第2号中「

主管(務)課名

」を「

主管(務)チーム名

」に改める。

様式第4号中「

教育委員会 教育次長 課長

」を「

教育委員会 教育次長 チームリーダー

」に、

「

課長

」を「

チームリーダー

」に改める。

様式第5号の起案用紙甲中「

(何々)課 (内線: 印番)

」を

「

(何々)チーム (内線: 印番)

」に、

「教育次長 (何々)課長」を

「教育次長 (何々)チームリーダー」に改める。

様式第6号の起案用紙乙中「長野県教育委員会事務局 課長」を「長野県教育委員会事務局 チームリーダー」に改める。

様式第7号の許認可文書処理カード甲中「課」を「チーム」に改める。

様式第9号中「長野県教育委員会事務局(何々)課長」を「長野県教育委員会事務局(何々)チームリーダー」に改める。

様式第10号中「課」を「チーム」に改める。

様式第13号中「部(局・所) 課」を「部(局・所) チーム」に改める。

様式第14号中「

課

」を「

チーム

」に改める。

様式第14号の2中「係」を「チーム(所)」に改める。

様式第14号の3中「課所名」を「チーム(所)名」に改め、同様式の備考の3中「主管課又は主務課」を「主管チーム又は主務チーム」に改める。

様式第16号の特殊文書等収配カード(甲)及び特殊文書等収配カード(乙)中

「

課

」を「

チーム

」に改め、

「

教育委員会 教育次長 課

」

「

教育委員会 教育次長 チームリーダー

」

「

教育委員会 教育次長 課

」

「

教育委員会 教育次長 チームリーダー

」

を

に改め、

「

教育委員会 教育次長 課

」

「

教育委員会 教育次長 チームリーダー

」

「

教育委員会 教育次長 課

」

「

教育委員会 教育次長 チームリーダー

」

同様式の特殊文書等収配カード中「

所課長
所課長
所課長

」を

「

所課長 チームリーダー

」

「

所課長 チームリーダー

」

に改める。

「

所課長 チームリーダー

」

様式第17号中「課(所)」を「チーム(所)」に改める。

教育振興課

長野県教育委員会訓令第6号

事務局
学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県教育委員会

本則の1の表を次のように改める。

	左 欄	中 欄	右 欄
1	教育振興チーム企画幹 同 主任企画員又は企画員	教育振興 チーム職員 相談員	—
2	義務教育チーム主任企画員又は企画員 高校教育チーム主任企画員又は企画員 自律教育チーム主任企画員又は企画員 教学指導チーム主任企画員又は企画員 文化財・生涯学習チーム企画幹又は主任企画員若しくは企画員 保健厚生チーム主任企画員又は企画員 スポーツチーム主任企画員又は企画員 子ども支援チーム主任企画員又は企画員	教育振興 チーム職員 相談員	—
3	自律教育チーム教育幹	—	義務教育 チーム
4	佐久教育事務所総務チームリーダー	教育振興 チーム職員 相談員	—
	佐久教育事務所教育チームリーダー	—	義務教育 チーム 望月少年 自然の家
	佐久教育事務所教育チーム主幹教育支援主事	—	義務教育 チーム
	上田教育事務所総務チームリーダー	教育振興 チーム職員 相談員	—
	上田教育事務所学校教育チームリーダー 上田教育事務所学校教育チーム主幹教育支援主事	—	義務教育 チーム
	上田教育事務所生涯学習チームリーダー	—	望月少年 自然の家
	伊那教育事務所総務チームリーダー	教育振興 チーム職員 相談員	—
伊那教育事務所学校教育チームリーダー 伊那教育事務所学校教育チーム主幹教育支援主事	—	義務教育 チーム	

伊那教育事務所生涯学習チームリーダー	—	松川青年 の家 阿南少年 自然の家
伊那教育事務所生涯学習チーム教育支援主事	—	松川青年 の家
飯田教育事務所総務チームリーダー	教育振興 チーム職員 相談員	—
飯田教育事務所教育チームリーダー	—	義務教育 チーム 松川青年 の家 阿南少年 自然の家
飯田教育事務所教育チーム主幹教育支援主事	—	義務教育 チーム
飯田教育事務所教育チーム教育支援主事	—	松川青年 の家
松本教育事務所総務チームリーダー	教育振興 チーム職員 相談員	—
松本教育事務所学校教育チームリーダー 松本教育事務所学校教育チーム主幹教育支援主事	—	義務教育 チーム
長野教育事務所総務チームリーダー	教育振興 チーム職員 相談員	—
長野教育事務所学校教育チームリーダー 長野教育事務所学校教育チーム主幹教育支援主事	—	義務教育 チーム
長野教育事務所生涯学習チームリーダー 長野教育事務所生涯学習チーム教育支援主事	—	須坂青年 の家
5 松川青年の家 次長 須坂青年の家 次長 望月少年自然の家 次長 同 阿南少年自然の家 同	専門主事 専門主事 専門主事 専門主事 専門主事	伊那教育 事務所 長野教育 事務所 佐久教育 事務所 同 飯田教育 事務所 同

（備考）1 1の項及び2の項の左欄の主任企画員又は企画員は、所属長が指定した者に限る。

2 4の項の左欄の佐久教育事務所教育チーム教育支援主事及び飯田教育事務所教育チーム教育支援主事は、生涯学習の振興、社会教育及び社会体育に関する事務を行う者とする。

本則の2中「課に」を「チームに」に改め、同2の表を次のように改める。

左 欄	中 欄	右 欄
教育振興チーム	主任企画員 企画員 主査 主任 主事	私学教育振興チーム
義務教育チーム	主任企画員 企画員 主査 主任 主事	自律教育チーム
高校教育チーム	主任企画員 企画員 主査 主任 主事 技師	
自律教育チーム	主任教育支援主事 教育支援 主事 主任企画員 企画員 主査 主任 主事	教学指導チーム
保健厚生チーム	教育支援主事	
スポーツチーム	主任教育支援主事 教育支援 主事	

本則中「課」を「チーム」に、「主任衛生管理者」を「主任安全衛生管理者」に改める。

教育振興課

- (備考) 1 教育振興チームは、チームの庶務を行う者とする。
 2 義務教育チームは、盲学校、ろう学校及び養護学校の教職員の給与に関する事務を行う者とする。
 3 高校教育チームは、高等学校の施設及び設備の整備に関する事務を行う者とする。
 4 自律教育チームは、自律教育に関する教育課程、学習指導、生徒指導その他専門的事項に関する事務を行う者とする。
 5 保健厚生チームは、学校保健に関する事務を行う者とする。
 6 スポーツチームは、学校体育に関する事務を行う者とする。

本則の3中「の課」を「のチーム」に改め、同3の表中

「教育課	を	「教育チーム	に改め、同表の備考
学校教育課		学校教育チーム	
学校教育課		学校教育チーム	
教育課		教育チーム	

の1中「佐久教育事務所教育課」を「佐久教育事務所教育チーム」に、「上田教育事務所学校教育課」を「上田教育事務所学校教育チーム」に、「伊那教育事務所学校教育課」を「伊那教育事務所学校教育チーム」に、「飯田教育事務所教育課」を「飯田教育事務所教育チーム」に改める。

教育振興課

長野県教育委員会訓令第7号

事務局
学校以外の教育機関

職に関する任免(昭和59年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県教育委員会